

発達障害支援事業

健康長寿課

1 目 的

自閉症・発達障害児者及びその家族への相談支援を行なうとともに、自閉症等関係施設や関係機関に対して研修、普及啓発及び支援方法を検討する。

2 負担内容 国庫補助事業（国 1/2 県 1/2）

3 根拠法令等

発達障害者支援法（平成 17 年法律第 167 号）

発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成 17 年 7 月 8 日障発第 0708004 号）

発達障害者支援体制整備事業実施要綱（平成 17 年 7 月 8 日障発第 0708003 号）

4 事業主体 県

5 事業内容

(1) 発達障害支援者支援センターの運営による支援

ア 発達障害者及びその家族に対する、相談・療育・就労などの直接支援を行なう。

イ 発達障害者の療育を担う保育所・小中学校・養護学校・施設・市町村（保健師、福祉職員）等に対する専門研修や専門技術の習得を行なう。

ウ 障害者総合支援センターの療育コーディネーターへの技術指導援助を行なう。

(2) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者支援対策協議会を設置し、発達障害者に対する支援のあり方を検討する。

開催回数 委員会 年 2 回、部会 年 3 回

新

(3) 市町村支援体制強化事業

市町村における取り組みを支援するため、発達障害者支援センターと連携を取りながら次の事業を行なう。

事業内容

ア 市町村における個別支援計画の作成等実施状況の調査

イ 市町村サポートコーチの派遣

ウ 圏域連絡調整会議の設置

エ 広報啓発活動

事業実施方法

圏域ごとに社会福祉法人等へ委託

6 経 過

- ・昭和 61 年 精神保健福祉センターで自閉症に対する療育対策事業開始。
- ・平成 14 年 国で自閉症・発達障害支援センターを拠点とする支援体制の整備が示される。
- ・平成 16 年 精神保健福祉センター内に自閉症自律支援センター設置。
- ・平成 17 年 名称を自閉症・発達障害支援センターに改名する。
県立こども病院内に中南信駐在所を設置。
- ・平成 22 年 名称を発達障害者支援センターに改名する。

7 予算額 7,275 千円（国 3,547 千円、県 3,728 千円）

（前年度 6,249 千円（国 3,032 千円、県 3,217 千円））

(1) 発達障害者支援センター 6,083 千円（国 2,952 千円 県 3,131 千円）

(2) 発達障害者支援対策協議会 355 千円（国 177 千円 県 178 千円）

(3) 市町村支援体制強化 837 千円（国 418 千円 県 419 千円）